

令和7年度

久谷地区まちづくり協議会

# 第1回役員会議案書

日時：令和7年5月1日（木）午後7時30分～  
場所：荏原公民館 2階中ホール

## 総会次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名人の選任
4. 議案審議
  - 第1号議案 令和6年度事業報告について
  - 第2号議案 令和6年度収支決算について
  - 第3号議案 令和7年度事業計画（案）について
  - 第4号議案 令和7年度収支予算（案）について
  - 第5号議案 令和7年度地域振興構想事業計画（案）について
  - 第6号議案 令和7年度地域振興構想収支予算（案）について
  - 第7号議案 規約施行細則の一部改正（案）について
  - 第8号議案 ホームページ運用管理規程（案）の制定について
  - 第9号議案 役員を選任（案）について
  - 第10号議案 通常総会の日程及び議案書（案）について
5. 報告事項
6. その他
7. 閉会



## 第1号議案 令和6年度 事業報告について

令和6年度事業報告について、規約第40条の規定に基づき承認を求めます。

### 1. 事業関係書類

- ・令和6年度事業報告書 (別紙1参照)
- ・令和6年度事業報告の附属明細書 (別紙2参照)

### 2. 業務運営の執行状況の監査

- 二神學 監事、安永勉 監事
- ・監査報告書 (別紙5参照)

《根拠規定》

○久谷地区まちづくり協議会規約 (抜粋)

(事業報告及び決算)

第40条 協議会の事業報告及び決算は、会長が関係書類を作成し、役員会の審議を経て、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

## 久谷地区まちづくり協議会 令和6年度 事業報告書

当協議会の目的である、住民一人ひとりが久谷を誇りに思い、愛する心を持ち、互いに助け合いながら、自然環境を守り、地域の文化遺産や行事を継承するとともに、高齢者や子どもたちが安全で安心して暮らせ、隣人愛に満ちた笑顔あふれる快適で住みやすいまちづくりを推進するため、各事業部において計画的に事業を実施しました。

### 1. 安全安心部

防災対策として、地元防災士や民生委員等の協力を受けて地震被災から身を守るための家具転倒防止器具の取付けを高齢者宅14か所で実施しました。また、交通安全対策として、交通安全啓発用のぼり旗150個とポール40本を購入し、PTA等の協力を受けて通学路への新設や既設の張替えを実施しました。

### 2. 環境部

農地の環境保全対策として、浄瑠璃町2か所(10アール)と上野町3か所(20アール)の耕作放棄地でコスモス栽培を実施し、11月にはきれいな花を咲かせ地域住民やお遍路さんなど久谷を訪れた多くの方に喜んでもらいました。

また、ご家庭で花を咲かせようと8月にはJA、郵便局や店舗等の10か所でコスモスの種1400袋を配置し、当該事業所を訪れた方に無料配布しました。

### 3. 教育文化部

「ふるさとウォーク」を11月に開催し、地元の小中学生など多くの方々が参加し、出口・浄瑠璃地区にある文化遺産を3時間余りかけて巡りました。

また、4回目となる小中学生による「俳句コンテスト」を10月に実施し、テーマは「自然」で地元小・中学校の児童生徒から681句の応募があり、いずれも力作ばかりで特選6句、入選27句が選ばれました。

また、「八景フォトコンテスト」は久谷の自然や文化史跡や生活風景などの写真を募集しました。今年度が第1回目ではありましたが28点の応募があり、7年度の春のフェスタ会場の渡部家住宅で表彰式を行いました。

### 4. 地域振興部

恒例となっている春のフェスタを4月に、秋のフェスタを11月に国指定重要文化財の渡部家住宅を会場に、小中学生や地元で活動している団体による演舞や演奏を発表していただき、多くの訪問者で賑わいました。

### 5. 広報部

「まちづくり通信くたに」を7月と1月の2回発刊し、全戸配布により当協議会の活動状況を広報しました。また、9月には空き家対策の啓発チラシ「久谷まち協だより」を地域回覧し情報提供に努めました。

### 6. 福祉部

高齢者の見守り活動を久谷地区協力会の協力を受けて年間通して実施しました。高齢者交流会については準備の遅れがあり翌年度の実施予定です。

また、まちづくり協議会として全体的に取り組む事項として計画していた事業についてはすべて予定通り実施しました。

1. 空き家対策研究については、5回の会議を開催し、報告書を作成しました。

2. 交通アクセス研究については、7回の会議を開催し、報告書を作成しました。

3. 耕作放棄地対策研究については5年度末に報告書を作成しています。

4. 久谷カレッジ事業については、地域の皆様のご協力により6年度で無事終了し、報告書が完成しております。また、愛媛大学生による久谷の文化資源を楽しく紹介した「文化資源みどころハンドブック」も作成しています。

5. まちづくりの情報発信の強化策としてホームページやSNS等の更なる活用策を検討し、報告書として取りまとめました。

## 別紙2

## 久谷地区まちづくり協議会 令和6年度 事業報告の附属明細書

実施月	活動内容	担当部
4月	春のフェスタ in 渡部家住宅 開催	地域振興部
	5年度収支決算の監査実施	監事
5月	第1回役員会 (5年度決算、6年度予算案 外)	役員
	通常総会 (荏原公民館)	本部
	まちづくりパワーアップ大会 (松山市役所) 出席 5/25	本部
6月	広報部会 (まちづくり通信くたに打合せ) 6/17	広報部
7月	「まちづくり通信くたに」第15号発行 (全戸配布) 7/1	広報部
	第2回役員会 (各部事業実施計画 外) 7/18	役員
8月	コスモスの種の無料配布 (支所等10か所に設置) 8/5	環境部
	交通アクセス・空き家対策研究会議合同会 開催 8/7	選任委員
	地域振興部会 (秋のフェスタ打合せ) 8/20	地域振興部
	上野町・浄瑠璃町コスモス畑種蒔き 8/22	環境部
9月	第3回交通アクセス対策研究会議 開催 9/10	選任委員
	第3回空き家対策研究会議 開催 9/18	選任委員
	第1回デジタル情報発信検討委員会 開催 9/25	選任委員
10月	安全安心部会 (転倒防止器具取付作業の打合せ) 10/2	安全安心部
	第4回交通アクセス対策研究会議 開催 10/22	選任委員
	第3回役員会 (秋のフェスタの準備 外) 10/21	役員
	まちづくり協議会事務局連絡会 (青少年センター) 出席 10/31	本部
11月	ふるさとウォーク 2024 11/3	教育文化部
	秋のフェスタ in 渡部家住宅 開催 11/4	地域振興部
	第5回交通アクセス対策研究会議 開催 11/26	選任委員
	第2回デジタル情報発信検討委員会 開催 11/28	選任委員
	久谷中学校地域巡り (愛媛大学生、渡部家住宅お接待運営委員会) 11/29	任意役員
12月	久谷カレッジ中間報告会 (まちづくり推進課・愛媛大学) 12/4	本部
	広報部会 (まちづくり通信くたに打合せ) 12/6	広報部
	第4回空き家対策研究会議 開催 12/12	選任委員
	しめ縄飾りの指導 (荏原小学校) 12/18	任意役員
	広報部会 (まちづくり通信くたに打合せ) 12/13 12/23	広報部
1月	「まちづくり通信くたに」第16号発行 (全戸配布) 1/1	広報部
	第4回役員会 (事業中間報告、春のフェスタ 外) 1/22	役員
	第2回デジタル情報発信検討委員会 開催 1/27	選任委員
	第6回交通アクセス対策研究会議 開催 1/30	選任委員
2月	まちづくり協議会事務局連絡会 (松山市役所) 出席 2/19	本部
	地域振興部会 (春のフェスタ打合せ) 2/4 2/21	地域振興部
	第7回交通アクセス対策研究会議 開催 2/25	選任委員
	第5回空き家対策研究会議 開催 2/26	選任委員
3月	第4回小中学生俳句コンテスト表彰式 (坂本地区文化交流会・荏原地区文化祭)	教育文化部
	第4回デジタル情報発信検討委員会 開催 3/5	選任委員
	7年度部別事業計画のヒアリング 3/10-3/11	役員
	第5回デジタル情報発信検討委員会 開催 3/13	選任委員
	第6回空き家対策研究会議 3/14	選任委員
	松山市地域振興構想シンポジウム (コムズ) 出席 3/16	本部
	久谷八景フォトコンテスト 2024 作品選考 (28点応募) 3/22	教育文化部
	第5回役員会 (7年度事業計画、春のフェスタ 外) 3/25	役員

## 第2号議案 令和6年度収支決算について

令和6年度収支決算について、規約第40条の規定に基づき承認を求めます。

### 1. 決算関係書類

- ・ 令和6年度収支決算書 (別紙3参照)
- ・ 令和6年度部別事業費内訳決算書 (別紙4参照)

### 2. 会計処理の監査報告

- 二神學監事、安永勉監事
- ・ 監査報告書 (別紙5参照)

《根拠規定》

○久谷地区まちづくり協議会規約(抜粋)  
(事業報告及び決算)

第40条 協議会の事業報告及び決算は、会長が関係書類を作成し、役員会の審議を経て、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

## 久谷地区まちづくり協議会 令和6年度 収支決算書

## (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	予算残額	摘 要
会 費	276,600	276,200	400	久谷地区総代会世帯数 2,762 世帯×@100
松山市交付金	1,500,000	1,500,000	0	まちづくり運営事業 700,000 コミュニティ活動事業 800,000
松山市補助金	396,000	396,000	0	事務員雇用補助金(事務員給与)
前年度繰越金	572,066	572,066	0	5年度繰越額
雑 収 入	1,334	7,487	△ 6,153	預金利子ほか
合 計	2,746,000	2,751,753	△ 5,753	

## (2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	予算残額	摘 要 (積算基礎額)
報 償 費	<u>230,000</u>	<u>215,000</u>	<u>15,000</u>	会長・副会長・事務局長・会計・監事・事業部長・副部長
人 件 費	459,600	422,816	36,784	・事務員賃金 396,816 ・会議出席 26,000 地域力パワーアップ大会2名/防犯協会 事務連絡会議/事務局長連絡会議2名 地域振興構想シホシユム3名/外会議4名
旅 費	<u>30,000</u>	<u>19,500</u>	<u>10,500</u>	各種会議参加に伴う交通費
消 耗 品 費	<u>70,000</u>	<u>66,789</u>	<u>3,211</u>	コピー用紙・プリンターインク代・ブルーシート
印刷・製本費	<u>50,000</u>	<u>2,500</u>	<u>47,500</u>	総会資料他印刷
食 糧 費	<u>50,000</u>	<u>43,487</u>	<u>6,513</u>	会議用お茶・コーヒ、事務打合せお茶代
修 繕 費	<u>50,000</u>	<u>4,110</u>	<u>45,890</u>	パソコン修繕代
通信運搬費	<u>47,000</u>	<u>43,375</u>	<u>3,625</u>	切手等郵送費 26,422 電話代 16,953
事 業 費	<u>1,200,000</u>	<u>1,037,999</u>	<u>162,001</u>	別紙2部別事業費内訳決算書参照
備品購入費	<u>40,000</u>	<u>30,176</u>	<u>9,824</u>	プリンター代
交 際 費	10,000	10,000	0	見舞金
負 担 金	<u>20,000</u>	<u>0</u>	<u>20,000</u>	
助 成 金	<u>380,000</u>	<u>380,000</u>	<u>0</u>	・荏原公民館各種イベント 120,000 ・坂本公民館各種イベント 50,000 ・7団体 各 30,000 八百八狸保存会/久谷地区20歳の集い 一魂神輿連合会/坂本自主防災連合会 荏原自主防災連合会/渡部家住宅お接待運営委員会 坂本屋運営委員会
保 険 料	<u>2,000</u>	<u>1,249</u>	<u>751</u>	事務員労災保険料
使用料・賃借料	<u>50,000</u>	<u>32,780</u>	<u>17,220</u>	エムCATVインターネット使用料
予 備 費	57,400	0	57,400	
合 計	2,746,000	2,309,781	436,219	交付対象決算額 <u>1,876,965 円</u> (予算 <u>2,279,000 円</u> )

収入合計 2,751,753 - 支出合計 2,309,781 = 441,972 (翌年度繰越金)

## 別紙 4

## 久谷地区まちづくり協議会 令和6年度 部別事業費内訳決算書

(単位：円)

部 名	予算額	決算額	予算残額	事 業 内 容
安全安心部	60,000	111,792	△ 51,792	1. 防災対策 (防災器具の取付支援)
	60,000	0	60,000	2. 防犯対策 (防犯灯設置補助)
	70,000	78,320	△ 8,320	3. 交通安全対策 (のぼり旗購入)
	60,000	0	60,000	4. 交通安全対策 (カーブミラ設置補助)
		2,060	△ 2,060	5. その他(案内状郵送料)
小計	250,000	192,172	57,828	
環 境 部	150,000	145,500	4,500	1. 耕作放棄地に花畑 (浄瑠璃町、上野町)
	50,000	39,130	10,870	2. コスモスの種配布
	0	0	0	3. 不法投棄看板設置 (5年度看板製作)
		770	△ 770	4. その他(案内状郵送料)
小計	200,000	185,400	14,600	
福 祉 部	0	0	0	1. 高齢者の見守り調査 (実態把握)
	150,000	0	150,000	2. 高齢者交流会 (荏原公民館)
		0	0	3. その他
小計	150,000	0	150,000	
教育文化部	20,000	2,040	17,960	1. ふるさとウォーク 2024
	30,000	49,984	△ 19,984	2. 第4回小中学生俳句コンテスト
	50,000	65,116	△ 15,116	3. 久谷八景フォトコンテスト 2024
		550	△ 550	4. その他(案内状郵送料)
小計	100,000	117,690	△ 17,690	
地域振興部	125,000	162,498	△ 37,498	1. 春のフェスタ in 渡部家住宅
	125,000	163,585	△ 38,585	2. 秋のフェスタ in 渡部家住宅
		1,384	△ 1,384	3 その他(振込手数料、案内状等郵送料)
小計	250,000	327,467	△ 77,467	
広 報 部	200,000	181,500	18,500	1. まちづくり通信くたに 2回発行
	17,000	0	17,000	2. 久谷まち協だより 1回発行
	33,000	33,000	0	3. ホームページ管理費
		770	△ 770	4. その他(振込手数料)
小計	250,000	215,270	34,730	
合計	1,200,000	1,037,999	162,001	

久谷地区まちづくり協議会

会長 野中 昭秀 様

## 監 査 報 告 書


久谷地区まちづくり協議会から提出された、令和6年度の事業報告書及び決算報告書を監査いたしました。

事業報告書については、役員会及び部会の議事録及び会議報告書等を確認した結果、その内容は規約及びまちづくり計画に従い、令和6年度の事業計画に沿って実施しており、当協議会の活動状況を正しく示しているものと判断しました。

また、決算報告書については、会計諸帳簿、証拠書類、及び預金通帳を監査した結果、その内容は予算に従い公正かつ適切に処理され、適正に表示しているものと認めます。

令和 7 年 4 月 23 日

監事 二神 学 

監事 安永 勉 

## 第3号議案 令和7年度事業計画（案）について

令和7年度事業計画（案）について、規約第39条の規定に基づき承認を求めます。

### 1. 事業部の活動

6事業部においては、昨年度に引き続き16事業を実施することに加えて、新たに4事業を実施し、地域の発展と活性化に向けて積極的にまちづくりを推進していきます。各部ごとの事業の詳細は、次の通りです。

#### 令和7年度事業部の主な活動計画

専門部	活動計画
安全安心部	1. 防災対策の取組み（要支援世帯に防災器具の設置補助） 2. 防犯対策の取組み（防犯灯設置補助） 3. 交通安全対策の取組み（のぼり旗設置） 4. 交通安全対策の取組み（カーブミラー設置補助） 5. 【新】防災訓練協賛事業
環境部	1. 耕作放棄地に花畑（20a）補助 2. コスモスの種配布事業 3. 不法投棄看板設置事業 4. 浄瑠璃町コスモス畑事業
福祉部	1. 高齢者交流会の開催（荏原公民館） 2. 【新】高齢者健康づくり事業（体操教室や講演会の開催） 3. 【新】子供ふれあい事業（幼稚園、保育園、小中学校への訪問）
教育文化部	1. ふるさとウォーク 2025 2. 第5回小中学生俳句コンテスト 3. 久谷八景フォトコンテスト 2025 4. 【新】まち協里山俳句ポスト設置事業
地域振興部	1. 春のフェスタ in 渡部家住宅の開催 2. 秋のフェスタ in 渡部家住宅の開催
広報部	1. まちづくり通信くたに 年2回発行 2. 久谷まち協だより 年2回発行

注）活動計画の【新】は今年度から新しく取り組む事業です。

### 2. その他の事業

#### 1) フィールドミュージアムアカデミー久谷カレッジ事業の報告会の開催

久谷地区では、令和4年から6年度の3年間に松山市、愛媛大学及び当協議会の協働事業として久谷カレッジを開催し、久谷地域が持つ地域特性や資源を有効に活用することで、地域活性化につなげるとともに、地元のまちづくりへの若い世代の参画を促すことを目指して、交流イベントやパネル巡回展などを行いました。この事業が終了したことを受けて、久谷地区において成果発表報告会の開催を予定しています。

《根拠規定》

○久谷地区まちづくり協議会規約（抜粋）  
（事業計画及び予算）

第39条 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づき会長が作成し、役員会の審議を経て、総会の議決を得なければならない。

## 第4号議案 令和7年度収支予算（案）について

令和7年度収支予算（案）について、規約第39条の規定に基づき承認を求めます。

### 令和7年度 収支予算書（案）

#### 1) 収入の部

(単位：円)

区 分	R7 予算額	R6 予算	前年度差額	摘 要 (積算基礎額)
会 費	276,600	276,600	0	久谷地区総代会世帯数 2,766 世帯×@100
松山市交付金	1,500,000	1,500,000	0	まちづくり運営事業 700,000 コミュニティ活動事業 800,000
松山市補助金	367,000	396,000	△ 29,000	事務員雇用補助金 (事務員賃金)
前年度繰越金	441,972	572,066	△ 130,094	6年度繰越額
雑 収 入	1,428	1,334	94	預金利子ほか
合 計	2,587,000	2,746,000	△ 159,000	

#### (2) 支出の部

(単位：円)

区 分	R7 予算額	R6 予算	前年度差額	摘 要 (積算基礎額)
報 償 費	<u>252,000</u>	<u>230,000</u> <u>60,000</u>	△ 38,000	役員報酬 (会長、副会長、事務局長、会計、監事、部長・副部長) 会議等出席行動費 (事務連絡会議 外 16回)
賃 金	367,000	399,600	△ 32,600	事務員賃金 時間給@956×383H
保 険 料	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	0	事務員労災保険料
旅 費	<u>24,000</u>	<u>30,000</u>	△ 6,000	各種会議出席に伴う交通費・駐車料
消 耗 品 費	<u>70,000</u>	<u>70,000</u>	0	文房具・コピー用紙・インク 外
印刷・製本費	<u>10,000</u>	<u>50,000</u>	△ 40,000	総会資料他印刷
食 糧 費	<u>40,000</u>	<u>50,000</u>	△ 10,000	会議用お茶、コーヒ代
修 繕 費	<u>40,000</u>	<u>50,000</u>	△ 10,000	事務用機器の修繕
通信運搬費	<u>47,000</u>	<u>47,000</u>	0	切手等郵送料 20,000 電話代 27,000
備品購入費	<u>30,000</u>	<u>40,000</u>	△ 10,000	
負 担 金	<u>0</u>	<u>20,000</u>	△ 20,000	
助 成 金	<u>380,000</u>	<u>380,000</u>	0	・荏原公民館イベント 120,000 ・坂本公民館イベント 50,000 ・7団体 各 30,000 八百八狸保存会/久谷地区二十の集い 一魂神輿連合会/坂本自主防災連合会 荏原自主防災連合会/坂本屋運営委員会 渡部家住宅お接待運営委員会
使用料・賃借料	<u>83,000</u>	<u>50,000</u>	33,000	EテレCATV インターネット使用料 外
交 際 費	12,000	10,000	2,000	弔慰金、見舞金
事 業 費	<u>1,220,000</u>	<u>1,200,000</u>	20,000	事業部活動費 (別紙事業費内訳参照)
予 備 費	10,000	57,400	△ 47,400	
合 計	2,587,000	2,746,000	△ 159,000	交付対象経費 <u>2,198,000 円</u>

(別紙)

## 令和7年度 部別事業費予算書 (案)

(単位：円)

事業部	R7 予算額	R6 予算額	前年度差額	事業内容
安全安心部	30,000	60,000	△ 30,000	1. 防災器具の取付け支援補助 (荏原・坂本自主防災連合会)
	30,000	60,000	△ 30,000	2. 防犯対策 (防犯灯設置補助)
	35,000	70,000	△ 35,000	3. 交通安全対策 (のぼり旗設置)
	30,000	60,000	△ 30,000	4. 交通安全対策 (カーブミラー設置補助)
	60,000	0	60,000	5. 防災訓練協賛金 (荏原・坂本自主防災連合 各 30000)
小計	185,000	250,000	△ 65,000	
環境部	50,000	150,000	△ 100,000	1. 耕作放棄地に花畑 (10a) 補助金
	50,000	50,000	0	2. コスモスの種配布
	0	0	0	3. 不法投棄看板設置 (5年度製作済)
	50,000	0	50,000	4. 浄瑠璃町コスモス畑事業
小計	150,000	200,000	△ 50,000	
福祉部	50,000	150,000	△ 100,000	1. 高齢者交流会 (荏原公民館)
	100,000	0	100,000	2. 高齢者健康づくり事業
	30,000	0	30,000	3. 子供ふれあい事業
小計	180,000	150,000	30,000	
教育文化部	10,000	20,000	△ 10,000	1. ふるさとウォーク 2025
	30,000	30,000	0	2. 第5回小中学生俳句コンテスト
	50,000	50,000	0	3. 久谷八景フォトコンテスト 2025
	20,000	0	20,000	4. まち協里山俳句ポスト
小計	110,000	100,000	10,000	
地域振興部	200,000	125,000	75,000	1. 春のフェスタ in 渡部家住宅
	200,000	125,000	75,000	2. 秋のフェスタ in 渡部家住宅
小計	400,000	250,000	150,000	
広報部	190,000	200,000	△ 10,000	1. まちづくり通信くたに 2回発行
	5,000	17,000	△ 12,000	2. 久谷まち協だより 2回発行
	0	33,000	△ 33,000	3. ホームページ管理費
小計	195,000	250,000	△ 55,000	
合計	1,220,000	1,200,000	20,000	

## 第5号議案 令和7年度久谷地区地域振興構想事業計画（案）について

久谷地区地域振興構想事業計画（案）について、規約第39条の規定に基づき承認を求めます。

### 令和7年度 久谷地区地域振興構想事業計画（案）

#### 1. 久谷地区地域振興構想への取組み

松山市では平成12年から「坂の上の雲フィールドミュージアム構想」を掲げ各地域の特色を生かした回遊性の高いまちづくりを推進してきましたが、近年の社会情勢の変化や地域まちづくりのニーズの多様化等を受けて、各地域の特性や課題を見つめなおし、今後10年間を見据えたまちづくりの方向性を示した「松山市地域振興構想」を今年度新たに策定しました。その中で忽那諸島、風早、三津浜、久谷の4地区の地域別構想が示されています。

久谷地区では、「里山の風景のなか、人と人が語りお接待の心が広がるまち」をめざすまちの姿として、お遍路文化が根付き、日本三大狸伝説ゆかりの地という「物語性」をいかし、また里山の地域特性をいかしたブランディングによる情報発信や教育機関と連携したまちづくりに取り組むこととなっています。

そこで、今年度においては初年度でもあることから10年先を見据えて今後の新たな地域振興計画づくりの調査研究や積極的な情報発信などを重点的に展開していきます。

#### 2. 事業目的

久谷地域の持続的な発展を目指すため、数多い文化史跡や里山の地域特性をいかしつつ、お遍路文化に根付いたお接待の心を大切にしたい賑わいがあり活気に満ちたまちづくりに取り組むことで、久谷地域全体の活性化を図る。

#### 3. 今年度の事業計画

##### 1) 里山賑わい創出事業

###### (1) 事業概要：

今年度は、事業期間の初年度であることから、地域住民が主体となって交流人口の増加や賑わいを創出することを目指して、年度ごとに取り組むべき久谷地域ならではの魅力あるイベントや文化史跡などの地域資源を活用した話題性のある事業等を調査研究し、久谷地区の地域振興計画を図る。

(2) 事業予算：委託料 1,500,000円


##### 2) 情報発信事業

###### (1) 事業概要：

今年度は、地域振興構想の作成に合わせて現ホームページをリニューアルし、久谷の魅力ある情報や地域振興事業の取り組み状況等の情報を発信することにより、地区内のまちづくりへの参画意欲の向上や外部からの誘客を図る。

(2) 事業予算：委託料等 400,000円

久谷地区の地域構想の概要

■目標									
めざすまちの姿	里山の風景のなか、人と人が語りお接待の心が広がるまち								
[定性目標1] 地域で開催されるイベントやお接待に、大人から子どもまで関わる人が増え、コミュニティが活性化している									
[定性目標2] 地域内外に久谷のファンが増えて、久谷を訪れている。									
目標計画期間までの経過年									
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
									
■方針									
<p>方針1. 里山とともに守られてきた物語を未来につなぐ</p> <p>お遍路さんへのお接待など、坂本屋や渡部家住宅を有効活用するとともに、地域資源を紹介するマップなどを活用し、地域住民も外から訪れた人も久谷地域内を楽しく回遊できるようにするなど、これまで守られてきた久谷の歴史や文化を次代につないでいきます。また、訪れた人がおもてなしの心や田園風景の癒しを感じられるように、里山の雰囲気維持・継承に取り組みます。</p>									
<p>方針2. 全国に通じる宝を生かした“久谷”のブランディング</p> <p>豊かな自然が生み出す農作物や、狸伝説など全国に通じるポテンシャルを秘めた地域資源を生かして、窪野の献上米など食文化を通じたブランディングや、久谷＝たぬきとイメージできるような地域製品の開発に取り組みます。また、リニューアルしたまちづくり協議会のホームページを活用するほか、久谷を訪れたお遍路さんから久谷の魅力を発信してもらえよう仕掛けづくりに取り組みます。</p>									
<p>方針3. 地域の特性を生かした交流の場づくり</p> <p>地域の小中学校と地域が連携し、学校主催のイベント等へ地域が関わるなど、学校を中核とした子どもと大人が交流する仕組みをつくることで、地域コミュニティの活性化につなげます。また、地域内の交流だけではなく、他の地域と相互の交流を生み出すような取組についても検討します。</p>									

第6号議案 令和7年度久谷地区地域振興構想事業会計収支予算（案）について

7年度久谷地区地域振興構想事業会計収支予算（案）について、規約第39条の規定に基づき承認を求めます。

令和7年度 久谷地区地域振興構想事業会計収支予算書（案）

1. 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	摘要
負担金	2,000,000	松山市負担金 2,000,000 円
雑入	1,000	預金利息等
合計	2,001,000	

2. 支出の部

（単位：円）

事業名	予算額	摘要
里山賑わい創出事業	1,500,000	地域資源活用事業計画策定委託料 外
情報発信事業	400,000	ホームページ更新委託料 350,000 円 ホームページ使用料 50,000 円
事務費	101,000	消耗品等 51,000 円, 会議、研修費 50,000 円
合計	2,001,000	

## 第7号議案 規約施行細則の一部改正（案）について

規約施行細則に一部改正について、承認を求めます。

### 1. 改正の理由

事務職員の報酬については最低賃金の改定及び今後の改定への柔軟な対応のため、交際費についてはその内容及び金額の見直しのため改正するものです。

### 2. 改正の内容

#### 1) 事務職員の報酬

第5条第3項の文中の「時給925円」を「雇用契約書のとおり」に改める。

#### 2) 交際費

第11条第1項の本文中の「弔慰金」を「交際費」に改め、表を削除し、次の第1号及び第2号を追加する。

(1) 役員本人の弔慰金については、5,000円とする。

(2) 役員本人の病気や災害による見舞金については、社会通念上妥当と認められる範囲で、その都度決定する。

### 3. 改正の施行日

令和7年5月1日（役員会で議決された日）

### 4. 改正の新旧対照表

新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正前		改正後							
(役員等の報酬)		(役員等の報酬)							
第5条 (略)		第5条 (略)							
2 (略)		2 (略)							
3 事務員の報酬は、 <u>時給925円</u> とする。		3 事務員の報酬は、 <u>雇用契約書のとおり</u> とする。							
4 (略)		4 (略)							
5 (略)		5 ……(省略)……(略)							
(交際費)		(交際費)							
第11条 会長は、役員会の承認を得て、次のとおり <u>弔慰金</u> を支出することができる。		第11条 会長は、役員会の承認を得て、次のとおり <u>交際費</u> を支出することができる。							
		(1) <u>役員本人の弔慰金については、5,000円とする。</u>							
		(2) <u>役員本人の病気や災害による見舞金については、社会通念上妥当と認められる範囲で、その都度決定する。</u>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>弔慰金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本会の役員</td> <td>本人</td> <td><u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td><u>5,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	弔慰金	本会の役員	本人	<u>5,000円</u>	配偶者	<u>5,000円</u>	
区分	弔慰金								
本会の役員	本人	<u>5,000円</u>							
	配偶者	<u>5,000円</u>							

## 第8号議案 ホームページ運用管理規程（案）の制定について

当協議会のホームページ運用管理規程（案）を制定することについて、承認を求めます。

### 1. 制定の理由

当協議会の公式ホームページの適正な運用の図るために必要となる管理組織の権限及び活動内容等を規定する。

### 2. ホームページ運用管理規程（案）

別紙、運用管理規程（案）のとおり

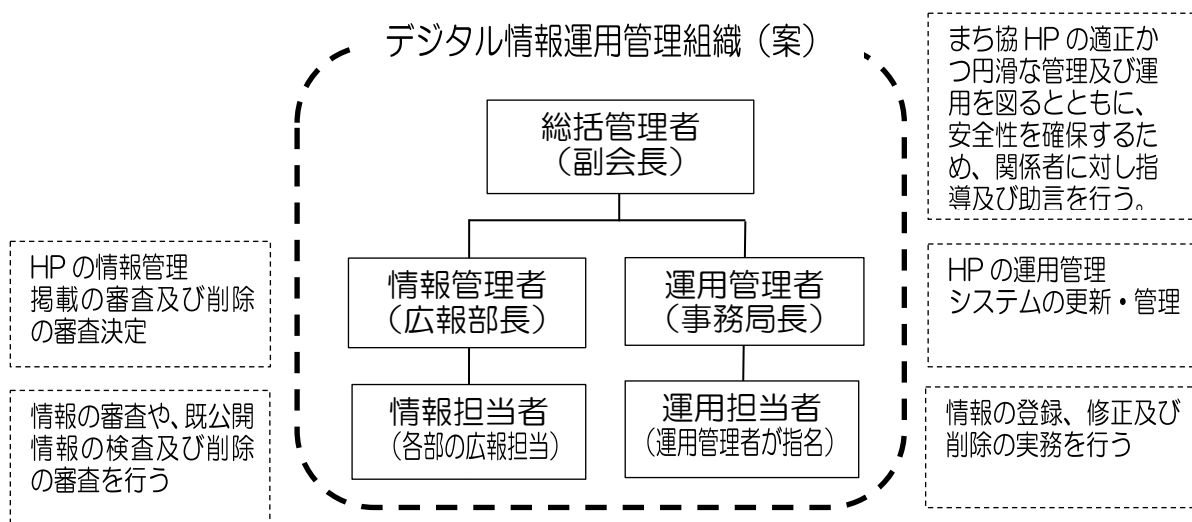
### 3. 施行日

令和7年5月1日（役員会で議決された日）

### 4. ホームページの運用管理組織の概要

管理組織として、ホームページ全般について総合的に管理する総括管理者を置き、その下部組織としてホームページへの掲載する情報を審査決定するために、情報管理者及び情報担当者を置きます。

また、ホームページに掲載している情報の修正や削除及び、新規掲載などの作業を行うために、運用管理者及び運用担当者を置きます。具体的な組織図は次のとおりです。



## 久谷地区まちづくり協議会ホームページ運用管理規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、インターネットを活用した久谷地区まちづくり協議会（以下、「まち協」という。）の公式ホームページ（以下、「まち協ホームページ」という。）の適正な運用管理を行い、情報提供の充実を図り、もって地域のまちづくりに寄与するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する主な用語の意味は、次に定めるところによる。

- (1) コンテンツ まち協ホームページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、図面、写真、音声及び動画等の総称をいう。
- (2) リンク まち協ホームページから他の団体等のホームページに接続できることをいう。
- (3) バナー広告 まち協ホームページ内に表示される広告画像をクリックすることによって、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (4) システム コンテンツの作成、更新及び公開等のまち協ホームページを運用管理するための情報処理機構をいう。

（総括管理者）

第3条 まち協ホームページを総括的に管理するため、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、まち協の副会長の職にある者のうちから会長が指名した者をもって充てる。
- 3 総括管理者は、まち協ホームページの適正かつ円滑な運用を図るとともに、安全性を確保するため、関係者に対し指導及び助言を行うものとする。

（情報管理者）

第4条 まち協ホームページに掲載する情報を適正に管理するため情報管理者を置く。

- 2 情報管理者は、広報部長の職にある者をもって充てる。
- 3 情報管理者の職務は、次のとおりとする。
  - (1) まち協ホームページ全体の情報管理に関すること。
  - (2) 掲載する情報及び削除の審査及び決定に関すること。
  - (3) 掲載情報に関する指導及び助言に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、まち協ホームページの情報に関すること。

（情報担当者）

第5条 まち協ホームページに掲載する情報について審議し決定を行うために、情報担当者を置く。

- 2 情報担当者は、各部会の広報担当の職にある者をもって充てる。
- 3 情報担当者は、情報管理者の指示のもと掲載を希望するコンテンツの内容及び構成について掲載可否の審議を行う。
- 4 情報担当者は、掲載情報の内容を管理する。
- 5 情報担当者は、不適切と判断される情報を情報管理者と協議し、削除するための措置を講じなければならない。

（運用管理者）

第6条 まち協ホームページの掲載するコンテンツを適正に管理するため運用管理者を置く。

- 2 運用管理者は、事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 運用管理者の職務は、次のとおりとする。
  - (1) まち協ホームページ全体の運用管理に関すること。
  - (2) 運用管理システムに関すること。
  - (3) コンテンツの作成に関する指導及び助言に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、まち協ホームページの運用に関すること。

(運用担当者)

第7条 まち協ホームページの運用の実務を行うために、運用担当者を置く。

- 2 運用担当者は、運用管理者が指名した者をもって充てる。
- 3 運用担当者は、運用管理者の指示のもと掲載が決定されたコンテンツをホームページに追加または変更するためにシステムを更新する実務を行う。
- 4 運用担当者は、掲載情報のコンテンツを管理する。
- 5 運用担当者は、不適切と判断された情報を運用管理者の指示を受けて削除する。

(管理者の連携及び作業手順)

第8条 運用管理者及び情報管理者は、総括管理者の指示のもと相互連携を図り、まち協ホームページの適正かつ円滑な運用に努めなければならない。

- 2 情報の公開に関する基本的な事務手順は、次のとおりとする。
  - (1) 情報管理者は、掲載を希望するコンテンツが関係者から提出された場合は、情報担当者に指示し、その掲載の適否について内容を審査しなければならない。
  - (2) 情報担当者は、指示を受けたコンテンツの内容についての掲載の可否を審査し、その結果を情報管理者に報告を行うものとする。
  - (3) 情報管理者は、前項による報告を受けたときは、速やかにその内容を検証し、公開を承認した場合は、直ちに運用管理者に通知し、公開を承認しない場合は、提供者にその理由を付して報告しなければならない。
  - (4) 運用管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちに運用担当者に指示し、掲載の作業を行わせるものとする。
  - (5) 運用担当者は、公開の承認がなされたコンテンツについて掲載の作業を行い、完了後は精査のうえ運用管理者に報告を行うものとする。
  - (6) 運用管理者は、前項による報告を受けたときは、速やかに当該コンテンツの公開等についての適否を審査し、承認した場合は、公開等を行い、公開を承認しない場合は、その結果と理由を付して運用担当者に修正等の指示するものとする。
- 3 掲載している情報の削除に関する基本的な事務手順は、次のとおりとする。
  - (1) 情報担当者は、不適切と判断される情報及び公開の必要がなくなったと判断される情報を情報管理者と協議し、削除すべきと判断された場合は、直ちに運用管理者に通知するものとする。
  - (2) 運用管理者は、前項の通知を受けたときは、運用担当者に指示し速やかに削除の処理をしなければならない。

(情報の提供)

第9条 まち協ホームページは、役員会、事務局、各部会及び構成団体から提供された情報を公開する。

- 2 各部会からの情報は、該当部会の広報担当を通して、情報管理者に提供する。
- 3 構成団体からの情報は原則として事務局が集約し情報管理者に提供する。
- 4 情報提供者は、掲載された情報を定期的に見直し、最新の内容を正確かつわかりやすい表現で提供するように努めなければならない。

(掲載情報)

第10条 まち協ホームページに掲載できる情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) まち協が所管する事業に関する情報
- (2) 松山市及び他の官公庁から住民等に周知を依頼された情報
- (3) 前各号のほか、住民生活やまちづくりに有益であると認められる情報

(掲載禁止事項)

第11条 まち協ホームページには、次に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 人権及びプライバシーを侵害する、又は侵害する恐れがある情報
- (2) 他人の知的財産を侵害する、又は侵害する恐れのある情報
- (3) 公序良俗に反する、又は反する恐れのある情報
- (4) 政治的活動又は宗教的活動とみなされる情報

- (5) 営利を目的とする情報
- (6) その他まち協の広報活動として適切でない情報

(個人情報の掲載制限)

第12条 個人情報に関わる内容を含むコンテンツについては、次に定めるところにより作成するものとする。

- (1) 個人名等の記載は、あらかじめ本人、保護者等が同意した場合に限る。
- (2) 個人を識別できる写真又は映像の掲載は、当該本人の不利益にならないことが明らかであり、あらかじめ本人、保護者の同意を得られた場合に限る。

(リンクの設定等)

第13条 まち協ホームページにリンクを設定できるホームページは、公共機関又はまち協構成団体等が開設するホームページとし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) まち協ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総括管理者がリンク先として不適当であると認めるもの

2 総括管理者は、リンクを設定した後に当該ホームページの内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、運用管理者に指示しリンクを解除することができる。

(バナー広告の掲載)

第14条 まち協ホームページにはバナー広告を掲載できるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張であるもの
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあるもの
- (9) その他まち協ホームページを活用した広告として不適当であると総括管理者が認めるもの

(運用管理の外部委託)

第15条 まち協ホームページの運用、更新及び管理に関わる作業の一部を、まち協が契約する管理会社に委託することができる。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、まち協ホームページの運用管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規程は、令和7年5月1日から施行する。

## 第9号議案 役員を選任（案）について

役員の辞任に伴ない、規約第10条第1項の規定に基づき新しい役員を選任の承認を求めます。

まお、役員任期は、規約第12条第2項の規定により、前任者の残任期間となります。

### 1. 辞任役員

副会長 山川 茂

### 2. 新役員候補者（案）

副会長 大西 一教（現広報部長・久谷地区社会福祉協議会会長）

### 3. 広報部長の後任（案）

副会長への転任により、空席となった広報部長職については任期途中であることから、今期については事務局長の兼務で対応する。

## 第10号議案 通常総会の日程及び議案書（案）について

規約第27条第1項の規定に基づき総会に付議する議案書（案）について、承認を求めます。

1) 開催日時：令和7年5月22日（木）午後7時30分～

2) 開催場所：荏原公民館 2階大ホール

3) 議 題：

第1号議案 令和6年度事業報告について

第2号議案 令和6年度収支決算について

第3号議案 令和7年度事業計画（案）について

第4号議案 令和7年度収支予算（案）について

第5号議案 令和7年度地域振興構想事業計画（案）について

第6号議案 令和7年度地域振興構想収支予算（案）について

第7号議案 役員を選任（案）について

4) 議案の概要：別紙総会議案書（案）のとおり